

第6章 市民投票

（市民投票）

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

【趣旨】

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。

【説明】

- 1 市民投票の制度には、個別の事案が出てきた段階で、その都度議会の議決を得て条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者、市民投票の実施期日など、市民投票に関するルールをあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する「常設型」に大別できます。

本市の場合は、平成21年3月の第2回小金井市議会臨時会において小金井市市民参加条例の改正案が議員提案され、全会一致で可決されたことにより「常設型」の市民投票制度が創設されています。

- 2 市民投票制度は、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法であり、地方自治の基本である間接民主制を補完するための制度として位置づけられています。しかし、市民投票は、その社会的、政治的影響の大きさからして、特に重要な政策で、かつ、市民の間又は市民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があり、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合についてのみ実施されるべきものです。

したがって、制度運用に当たっては、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、市民参加の手続における最終的な手段として活用されるべきであり、他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定される必要があります。

- 3 市民投票は、市長が執行することとしています。市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会に委任するものとします。選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会、投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、市民投票の実務については、市長から選挙管理委員会に委任することとします。

【関係規則】

規則第2条、規則第3条

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

【趣旨】

本条は、市民投票の投票資格者の年齢や市内在住、外国籍市民の要件について規定しています。

【説明】

1 市民投票は、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、公職選挙法に規定する選挙権を有していなくても、できる限り幅広い市民が投票に参加できることが望ましいと考えられます。このため、未成年者についても投票資格者に含めることとします。しかし、未成年者については、事理を弁識する能力や、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響などを考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないと考え、年齢要件については満18歳以上としています。

2 永住外国人は、相当期間、日本で生活していることから、日本の社会生活や文化、政治制度を踏まえ、居住地の市民投票に付す事項の内容等につき、自らの意思を表明するため、投票に参加できることが望ましいと考え、投票資格者としています。

3 地方自治法第18条及び公職選挙法第9条において、選挙権に「3か月以上」の住所要件を設けたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからです。本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3か月以上」としています。

4 満18歳及び満19歳の者並びに永住外国人については、公職選挙法の適用がないため、同法の規定による犯罪等による失権者の確認ができません。満18歳

及び満19歳の者並びに永住外国人に係る失権者の確認ができない以上、満20歳以上の日本国籍を有する者についてのみ犯罪等による失権者を適用し、投票資格者名簿から削除することは、公平性を欠く取扱いとなるため、必要な資格要件を満たす者は、全員投票資格者名簿に登録することとします。

ただし、成年被後見人については、事理を弁識する能力を欠くという理由から、公職選挙法第11条第1項に準じて、市民投票の投票権を有しないこととします。

【関係規則】

規則第4条、規則第5条、規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第9条、規則第10条

(市民からの請求による市民投票)

- 第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。
- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
 - 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。
 - 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
 - 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

【趣旨】

本条では、市民投票は、市民からの請求によることとした上で、市民投票の対象事項、適用除外事項、経費の取扱い及び市議会の協力について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票の請求に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考としています。実際に署名収集が可能な数であり、また、請求の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の100分の13以上としています。
また、市民投票の請求は市民からの請求のみを規定しており、他の自治体で採用されている議会からの請求や市長からの発議は規定していません。
- 2 市民投票制度は、直接市民に意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、市民投票の請求に当たっては、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしています。
- 3 市民投票の対象となる「市政の重要事項」とは、市民投票制度の趣旨から「市全体に重大な影響を及ぼす事案で、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるもの」といえます。したがって、対象事案は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。
そのため、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならないとした上で、市民投票の対象事項から除外するものについて列挙するネガティブ・リスト方式を採用しています。

(1) 法令の規定により市民投票を行うこととされている事項

既に法律上で住民投票を行うことができる制度が確立されている事項については、法令の規定に基づいて住民投票を実施することが適当であるため、適用除外としています。

(具体例)

- ・ 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票
- ・ 議会の解散、議員の解職、市長の解職等を求める住民投票

(2) 税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項

地方自治法に規定する直接請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、適用除外としています。なお、地方自治法において、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項については、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該地方公共団体の財政に与える影響について十分検討されないまま容易に請求が成立する可能性があるため適用除外としているものです。

(具体例)

- ・ 市民税の税率引下げ
- ・ 公共施設の使用料の引下げ

(3) 特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項

市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その影響が、特定の地域に限られるような嫌悪施設に係る事項については、適用除外としています。その理由の一つとしては、特定の地域について市民投票を実施した場合、直接的な利害に関わらない多数の市民の意見が少数の意見を封じ込めるような不合理を避けるためです。

なお、嫌悪施設とは、施設に対しての必要性は認識するものの、自分たちの地域には建設して欲しくないとする感情を持つ施設をいいます。

(具体例)

- ・ 可燃ごみ処理施設

4 市長は、市民投票の請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。したがって、その財源的裏付けとなる予算について、自らの権限に基づき提案し、議会には市民投票の円滑な実施に協力するものとしています。

【関係規則】

規則第11条、規則第12条、規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条、規則第20条

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、市民投票の期日について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票を実施する場合は、その旨の告示を行うとともに、確実に市民投票を実施するために、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運動が行われるために必要な期間を考慮し、告示の日から起算して90日を超えない範囲内において投票日を設定することとしています。
- 2 他の選挙との同日実施については、投票率の向上や経費の節減等のメリットが考えられるとの意見もありますが、市民投票の投票資格者には未成年者や永住外国人の方も含まれ、運用上は投票所を別々に設置する必要があります。しかし、このことが、未成年者や永住外国人の方のプライバシーを侵害するおそれがあることに加え、他の選挙における候補者の公約や論点が市民投票の争点と重なった場合において、市民投票の投票運動と当該選挙の選挙運動の区分が困難となり、投票運動のつもりで行った行為が選挙運動と認定され、公職選挙法違反に問われるおそれもあることから、投票運動に参加される市民を保護するという観点からも他の選挙との同日実施は、避けるべきと考えられます。

【関係規則】

規則第21条、規則第22条

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

【趣旨】

市長は、市民投票を実施する場合に、当該市民投票の対象事案に関する情報を市民に提供することを規定しています。

なお、その場合市長は、事案についての中立性を保持しなければなりません。

【説明】

市長は、市の情報を管理するという立場において、市民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考えられることから、公平性や中立性に十分配慮しつつ、市報やホームページ等により市民投票の対象事案に関して、市民が判断を行うために必要な情報を公開する責務があります。

また、必要に応じて公開討論会等の情報提供のための施策を行うことも想定しています。

【関係規則】

規則第23条

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

【趣旨】

本条は、市民投票の請求に関する制限について規定しています。

本条例による市民投票を実施した場合は、当該市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は同旨の事項について、市民投票の請求を行うことはできません。

【説明】

市民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で市民の総意が変化するとは考えにくいことです。また、短期間に市民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。

一方で、同一の事案について再度の市民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年間程度の制限期間を設けることが適切と考えます。

また、新たに重大な事柄が発生する等、新たな局面を迎えた場合には、市議会や市長が初回の市民投票の結果も含めた市民の意向を酌み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に市民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主主義の原則と初回の市民投票の結果を尊重し、制限期間を2年間とすることが妥当であるといえます。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければなりません。

【説明】

- 1 市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市長及び市議会の権限に対し、法的拘束力を有するものではないことに留意する必要があります。
- 2 市民投票の結果がそのまま市の決定となるものではありませんが、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達していれば、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければなりません。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任規定です。この規定に基づき、市民投票に必要な事項を小金井市市民投票規則で規定しています。

【説明】

本規定に基づき「小金井市市民投票規則」を定めています。